

競争的資金等に係る不正取引への対応及び不正取引に関与した業者に対する処分方針

この方針は、一般社団法人京都知恵産業創造の森における競争的資金等の運営・管理要綱（以下「管理要綱」という。）第12条第4項の規定に基づき、一般社団法人京都知恵産業創造の森（以下「本法人」という。）における競争的資金等の不正取引に対する対応及び、不正取引が発覚した場合の取引業者に対する処分方針について、定めることを目的とする。

（不正防止に向けた取組）

第1条 不正取引の防止に関するルールを以下のとおり定める。

- (1) 業者への不正取引対策の周知徹底
- (2) 競争的資金等に関わる業者から不正取引を行わない旨の誓約書提出要請
（取引業者からの誓約書の提出）

第2条 以下のいずれかに該当する業者から誓約書(様式第1号)の提出を求めるものとする。

- (1) 年度当たり取引回数が2回以上で、かつ取引額が50万円を超える業者
- 2 以下の業者は誓約書の提出の対象から除くものとする。
 - (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
 - (2) 学校法人
 - (3) 国際組織、外国企業
 - (4) その他、電子商取引の形態を採用している業者、業者等との接触が困難と考えられる等、本件対象になじまないと判断した業者等
- 3 誓約書の提出は年度について1回とする。

（業者への周知）

第3条 不正取引対策のため、業者への通知内容は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス推進基本方針
- (2) コンプライアンス推進規程
- (3) 競争的資金等の運営・管理要綱
- (4) 競争的資金等の不正使用に係る通報等に関する取扱要領

2 周知は、本法人のホームページに常時掲載することにより行う。

（処分方針）

第4条 不正な取引に関与した業者に対する処分は以下のとおりとする。

- (1) 処分は、取引停止をもって行う。
- (2) 処分の対象となる行為は以下のとおりとする。
 - ① 調査における虚偽の申告
 - ② 入札または見積における、不正な行為
 - ③ 契約の履行における、品質、数量等についての不正の行為

④ その他、本法人に不利益を及ぼす行為

2 取引停止の期間については、不正への関与の程度、金額等に応じ、その都度、最高管理責任者が決定する。

(取引停止の通知)

第5条 最高管理責任者は、取引停止を行ったときは、当該業者に対し、書面により通知するものとする。

(附則) この方針は、令和3年3月22日から施行する。

(様式第1号)

誓 約 書

一般社団法人京都知恵産業創造の森 理事長 様

当社（当法人）は一般社団法人京都知恵産業創造の森との取引に当たり、一般社団法人京都知恵産業創造の森の規則等を遵守し、不正、不適切な契約を一切行わないことを誓約します。

また、当社（当法人）は、一般社団法人京都知恵産業創造の森の役職員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報し、一般社団法人京都知恵産業創造の森からの取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力いたします。

なお、当社（当法人）に、不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

年 月 日

会社名

代 表

氏 名